（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第二条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条　削除

第九条第一項中「（法第四条の規定により投票権を有しない者であったため投票人名簿に登録されなかった者を除く。）」を削り、「転入前市町村」の下に「（当該市町村の住民基本台帳に記録される前において直近に住民基本台帳に記録されていた市町村をいう。次項において同じ。）」を加える。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　削除

第五十一条第一項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改める。

第五十二条第一項中「身体の故障又は文盲であること」を「心身の故障その他の事由」に改める。

第六十九条第一項中「市町村（」を「市町村の選挙管理委員会の委員長（」に、「を除く。）の選挙管理委員会の委員長」を「の選挙管理委員会の委員長を除く。）」に改める。

第七十条第四項中「聴いて、」の下に「当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第九十五条第三項中「聴いて、」の下に「法第六十二条第一項第一号に規定する在外投票に係る事務に従事する在外公館の職員のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第百四十一条第一項中「第五条（住所に関する部分を除く。）」を削り、「、第七項及び第八項」を「及び第七項から第九項まで」に改める。

第百四十二条第一項中「おいては、」の下に「第六十四条第一項、第七十条第一項及び」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　第一条の規定による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この政令の施行の日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令及び大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

3　次に掲げる政令の規定中「第四十六条第一項から第三項までの項（同条第二項」を「第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項」に改める。

一　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九条

二　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房組織令及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十号

内閣官房組織令及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十二号）の施行に伴い、及び内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣官房組織令の一部改正）

第一条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十条の見出し中「内閣危機管理監」の下に「及び内閣情報通信政策監」を加え、同条に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣の指定する内閣官房副長官補は、内閣情報通信政策監の事務の整理を掌理する。

（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令の一部改正）

第二条　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成十二年政令第五百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十条第二項第二号」を「第三十条第二項第三号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十一号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十七号を第四十八号とし、第四十一号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十号中「第十四条第十四号」を「第十四条第十五号」に改め、同号を同条第四十一号とし、同条中第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。